

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(参考人) 第42条 省略 2・3 省略 4 参考人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書若しくは委員会若しくは委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と参考人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> 5 省略	(参考人) 第42条 省略 2・3 省略 4 参考人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書で</u> <u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> 5 省略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 説 明

委員会における参考人の意見の陳述を本人の口頭による陳述に限ることとするため、この条例の一部を改正しようとするものである。